

□ 建築物の耐震改修の促進に関する法律の各種手続きにおける必要書類について

区分	耐震診断結果の報告	耐震改修計画の認定	建築物の地震に対する安全性に係る認定				区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定	
根 拠	法第7条、附則第3条	法第17条（省令第28条第2項）	法第22条（省令第33条第1項）	同条第2項第1号		同条第2項第2号	法第25条（省令第37条）	
目的	多数の者への影響が大きい施設の耐震性能を公表することにより、利用者の安全性を確保（現状の報告）	認定の取得により、既存不適格建築物の制限緩和、耐火建築物に係る制限緩和などの措置を受けることが可能（計画の認定）	耐震関係規定、耐震診断基準の適合について認定された建築物は、広告等に認定を受けている旨を表示することが可能（現状の認定）		認定の取得により、耐震改修工事の区分所有者の決議要件を3/4以上から1/2以上の賛成に緩和することが可能（現状の認定）		認定の取得により、耐震改修工事の区分所有者の決議要件を3/4以上から1/2以上の賛成に緩和することが可能（現状の認定）	
対象範囲	限定（診断義務付け対象のみ）	技術的基準に適合	現行規定に適合している場合		耐震診断基準に適合している場合（56.5.31以前に着工）	新耐震基準に適合している場合	限定（区分所有建築物のみ）	
提出様式 (法定)	別記第1号様式（法7条） 別記第21号様式（附則3条）	木造含：別記第5号+6号様式 木造除：別記第5号様式	別記第12号様式	木造含：別記第13号+6号様式 木造除：別記第13号様式	別記第12号様式	木造含：別記第17号+6号様式 木造除：別記第17号様式		
添付書類 (法定)	1. 耐震診断の結果を証明するものとして所管行政庁が規則で定める書類	1. 構造計算書 2. 技術指針事項に適合していることを証するものとして所管行政庁が規則で定める書類 3. 建築基準法の特例を受ける場合は省令第28条第3項～第6項に規定する図書 4. 建築基準法の建築確認申請の手続きを要する場合は省令第28条第7項に規定する図書	1. 構造計算書 2. 配置図等 3. 耐震関係規定に適合していることを証するものとして所管行政庁が規則で定める書類 4. 建築基準法の建築確認申請の手続きを要する場合は省令第28条第7項に規定する書類	1. 檢査済証（平成25年10月29日告示第1064号） 2. 耐震関係規定に適合していることを証するものとして所管行政庁が規則で定める書類	1. 構造計算書 2. 耐震診断基準に適合していることを証するものとして所管行政庁が規則で定める書類	1. 檢査済証（平成25年10月29日告示第1064号） 2. 技術指針事項に適合していることを証する書類として所管行政庁が規則で定める書類	1. 総会等の議事録の写し 2. 構造計算書 3. 耐震診断基準に適合していないことを証するものとして所管行政庁が規則で定める書類	
規則（追加書類）	建築物に係る耐震診断の結果を第三者判定機関が証する書類 建築基準法第12条定期報告書等	改修計画が技術指針事項に適合していることを第三者判定機関が証する書類 建築基準法第12条定期報告書等	検査済証の交付がなされた後も耐震関係規定に適合していることを建築士が証する書類	建築物が耐震診断基準に適合していることを第三者判定機関が証する書類 建築基準法第12条定期報告書等	検査済証の交付がなされた後も当該基準に適合していることを省令第5条第1項各号のいずれかに掲げるものが証する書類	建築物が耐震診断基準に適合していないことを第三者判定機関が証する書類		
規則（省略書類）	—	構造計算書	—	構造計算書	—	構造計算書		
事務処理要領 追加書類	法施行後、耐震診断を実施	評価書（診断）	評価書（計画） ※計画の認定であるため、診断結果ではなく、計画を評価	確認済証等 ・長期優良住宅法 ・低炭素法 ・バリアフリー法 ・耐震改修促進法 ・密集法 の規定に基づき、確認済証の交付があったものとみなされる書類（＝認定書）	評価書（診断）	確認済証等 ・長期優良住宅法 ・低炭素法 ・バリアフリー法 ・耐震改修促進法 ・密集法 の規定に基づき、確認済証の交付があつたものとみなされる書類（＝認定書）	評価書（診断）	評価書（診断）
	診断済で評価書なし （※法施行前限定）	診断結果報告書			認定しない（要評価書）		認定しない※（要評価書）	
	(区分)	(改修計画)			(改修計画)			
	新耐震部分	確認済証			確認済証			
	計画認定済	認定通知書			認定通知書			
	評価書あり	評価書（計画）			評価書（計画）			
	なし	改修計画概要書			認定しない※（要評価書）			
	耐震性能	診断結果等概要書、省令第5条第1項に該当することを証する書面			診断結果等概要書、建築士免許証（写）		省令第5条第1項に該当することを証する書面	
	規模・用途	図面（付近見取り図、配置図、各階平面図、立面図、断面図）			図面（同左）（法律上提出が必要な場合は要領上不要）		図面（同左）	
	建築時期 違反・増築	新築時の確認済証、検査済証（写） 建物状況報告書（違反・増築）			新築時の確認済証、検査済証（写） 建物状況報告書（違反・増築）		新築時の確認済証、検査済証（写） 建物状況報告書（違反・増築）	
	その他	委任状			委任状		委任状	
備 考		—	※補助金の交付を受けたものは、額補定通知書（工事費補助）で代用可能	※現行規定に適合する分が余る（その場合は省令第33条第1項に基づき申請）	※補助金の交付を受けたものは、額補定通知書（計画策定費補助）で代用可能	※補助金の交付を受けたものは、額補定通知書（計画策定費補助）で代用可能	※補助金の交付を受けたものは、額補定通知書（計画策定費補助）で代用可能	